

平成24年2月1日  
総務部管財課

## 前金払の対象範囲の拡大について

### 1 趣旨

市発注建設工事等の適正かつ円滑な施工の確保を図るため、前金払の対象範囲の拡大を行うものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 前金払の対象

	現 行	改 正
建設工事 建設関連業務	請負代金が150万円以上で、かつ、請負の期間が60日以上の契約	請負代金が150万円以上の契約

### 3 適用

平成24年2月1日以後に公告等をした契約から適用します。

### 4 施行日

平成24年2月1日